

基幹統計調査に係る書面調査票

資料 3 - 7

基幹統計調査の名称	内航船舶輸送統計調査
府省庁等名（担当課室名）	国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室

※ 以下の事項のうち、「□」の箇所については該当するところにチェック（■）を付してください。また、所定の箇所に記載してください。なお、本調査票は、平成 31 年 2 月末時点において確報を公表している直近の調査の実施状況を基に記載してください。

1 統計調査に係る基本的事項

①作成プロセスの概要	調査対象の範囲	地理的範囲 [■全国 □一部地域 ()] 属性的範囲 [□世帯・個人 ■企業・法人 □事業所 □その他 ()]																																																																														
	全数調査・標本調査の別等	■全数調査（自家用船舶輸送実績調査） ■標本調査 [■無作為抽出 □有意抽出]（内航船舶輸送実績調査） [母集団情報：内航海運業法に規定する内航運送をする事業者名簿（内航船舶輸送実績調査）、内航海運業法に規定する自家用船舶により内航運送を行う者の名簿（自家用船舶輸送実績調査）] ■うち一部の層が全数調査である [全数調査になっている層：月間輸送量 4 万トン以上の層]																																																																														
	調査系統	国土交通省－民間事業者－報告者																																																																														
	調査票の配布・回収方法	配布	□調査員調査 ■郵送調査 □オンライン調査 □その他 ()																																																																													
		回収	□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 ■その他 (FAX) ↳ 他計方式の場合→□																																																																													
企画・実査・審査等の実施機関等	◆該当する欄に「●」を付す。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>企画</th> <th>標本抽出</th> <th>実査</th> <th>入力</th> <th>符号付け</th> <th>審査</th> <th>集計</th> <th>公表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本府省</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>▲</td> <td>▲</td> <td>▲</td> <td>▲</td> <td>▲</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>地方支分部局</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(独)統計センター</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>▲</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間事業者</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>スケジュール (直近の調査の実績)</th> <th>2～3 年</th> <th>2 ヶ月</th> <th>2 ヶ月</th> <th>5 日</th> <th>3 日</th> <th>3 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (注) 「スケジュール」欄には、各業務の時期、期間(例：○月から○月まで、○か月)を記載してください。各業務の時期、期間は重複していてもかまいません。			区分	企画	標本抽出	実査	入力	符号付け	審査	集計	公表	本府省	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	●	地方支分部局									(独)統計センター				▲	●	●	●		都道府県									市町村									民間事業者			●	●					スケジュール (直近の調査の実績)	2～3 年	2 ヶ月	2 ヶ月	5 日	3 日	3 日							
区分	企画	標本抽出	実査	入力	符号付け	審査	集計	公表																																																																								
本府省	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	●																																																																								
地方支分部局																																																																																
(独)統計センター				▲	●	●	●																																																																									
都道府県																																																																																
市町村																																																																																
民間事業者			●	●																																																																												
スケジュール (直近の調査の実績)	2～3 年	2 ヶ月	2 ヶ月	5 日	3 日	3 日																																																																										
②調査の周期	内航船舶輸送実績調査：毎月 自家用船舶輸送実績調査：1 年																																																																															
③調査票の構成	2 種類 (調査票：内航船舶輸送実績調査票、自家用船舶輸送実績調査票)																																																																															

内航船舶輸送統計調査

④回収率 の推移

内航船舶輸送実績調査（年度単位）

区 分	平成 30 年	平成 29 年	平成 28 年	平成 27 年	平成 26 年
調査対象数(a)		187	181	199	189
回収数(b)		128	138	151	174
回収率(b/a)		68.7	76.4	76.2	92.2

区 分	平成 25 年	平成 24 年	平成 23 年	平成 22 年	平成 21 年
調査対象数(a)	195	198	202	210	不明
回収数(b)	179	190	194	195	不明
回収率(b/a)	92.1	95.8	96.2	92.9	不明

◆ 回収数に代替標本が含まれているか → ☐含まれている ☒含まれていない

※ 平成 30 年度の実績については、現時点（平成 31 年 3 月 15 日現在）で調査実施中のため、数値の算出はできない。

自家用船舶輸送実績調査（年度単位）

区 分	平成 30 年	平成 29 年	平成 28 年	平成 27 年	平成 26 年
調査対象数(a)		134	135	133	141
回収数(b)		114	102	110	117
回収率(b/a)		85.1	75.6	82.7	83.0

区 分	平成 25 年	平成 24 年	平成 23 年	平成 22 年	平成 21 年
調査対象数(a)	145	145	141	146	142
回収数(b)	114	110	106	96	132
回収率(b/a)	78.6	75.9	75.2	65.8	93.0

◆ 回収数に代替標本が含まれているか → ☐含まれている ☒含まれていない

※ 平成 30 年度の実績については、平成 31 年 4 月以降に調査票を配布し調査を実施するため、数値の算出はできない。

(注) 1 異なる属性的範囲を対象に調査を実施（例：世帯と企業を対象に実施）している場合は、それぞれ分けて作成してください。

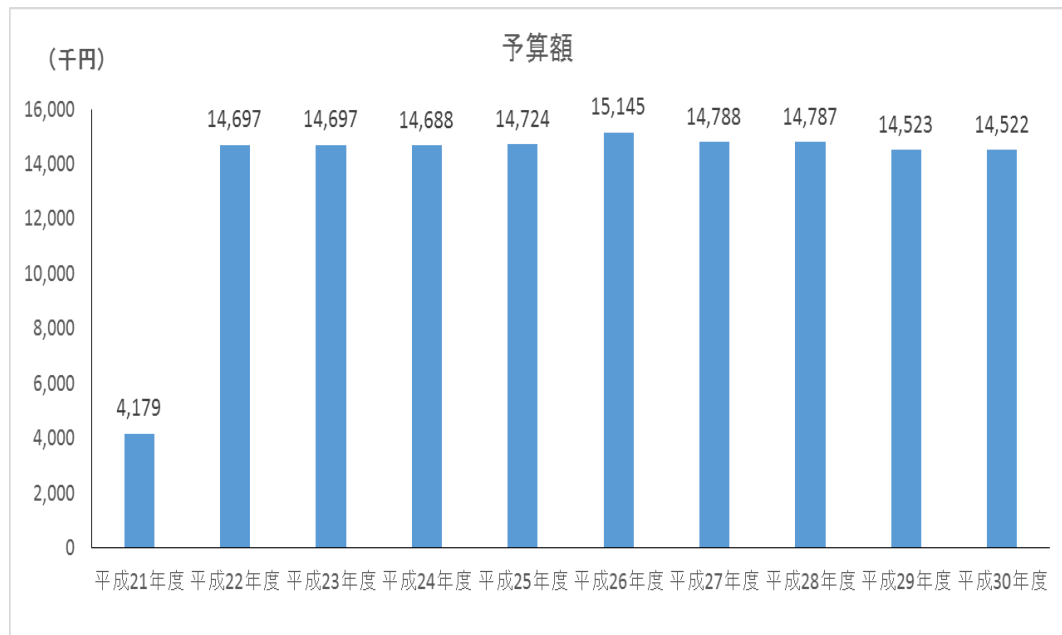
2 回収率については、以下により記載してください。

- ① 1 年未満の周期で行われる調査（月次調査、四半期調査等）は、平成 21 年～30 年の年平均回収率
- ② 年次・隔年調査、周期調査（3 年周期）は、平成 21 年～30 年における実施年の回収率（未実施年の欄には「－」を記載）。5 年周期は、直近 2 回（平成 21 年以前となる場合も含む）の回収率

内航船舶輸送統計調査

⑤予算額

※推移がわかるように過去10年度分の予算額をグラフで整理したものをプロット
(下図は、千円単位で作成したグラフのイメージ)



2 再発防止に係る取組

① チェック・審査（実査、審査、集計の各段階）

i) 実査段階におけるチェック

◆ 調査票の記載内容の確認

実施している調査方法をチェックし、当該調査方法により得られた調査票の記載内容の確認のための取組

調査方法	調査票の記載内容の確認のための取組
☐ 調査員調査	☐ 調査員（委託事業者の調査員を含む）・指導員による目視 ☐ 委託事業者による目視 ☐ 都道府県・市町村の職員による目視 ☐ その他（ ）
☒ 郵送調査	☒ 委託事業者による目視 ☐ 都道府県・市町村の職員による目視 ☒ その他（国土交通本省職員による目視）
☒ オンライン調査 （電子調査票におけるプログラムチェック）	☐ 記入漏れのチェック⇒ ☐ 調査事項の全部 ☐ 調査事項の一部 ☐ レンジチェック ☐ クロスチェック ☒ その他（委託事業者及び国土交通本省職員による目視）
☒ その他	（FAX：委託事業者及び国土交通本省職員による目視）

(注)「レンジチェック」とは、価格などのように通常の値幅等がある場合、回答数値が一定の許容範囲内にあるか否かをチェックするもの。

「クロスチェック」とは、各調査項目間の関連性に着目し、その記入内容の矛盾や不合理をチェックするもの。

内航船舶輸送統計調査

ii) 個票データの審査段階におけるチェック

◆ 審査段階におけるチェックの実施状況

個票ベースの調査事項の審査を実施しているか

→ ☒ 実施している

↳ ☒ システムプログラムによる審査を実施

☐ 目視による審査のみ実施（理由： _____）

☐ 実施していない

↳ （理由： _____）

（システム・プログラムによる審査を実施している場合）

〔チェックの内容〕

内航船舶輸送実績調査票

全調査事項:39項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数※ ¹	検出総数 (概数)	検出総数の説明※ ²
チェック方法	① 記入漏れのチェック	30 / 30	2,544	集計機関である統計センターでの内容検査時におけるエラー検出数の累計 ②、③と重複あり
	② レンジチェック	24 / 24	1,212	集計機関である統計センターでの内容検査時におけるエラー検出数の累計 ①、③と重複あり
	③ クロスチェック	26 / 26	3,036	集計機関である統計センターでの内容検査時におけるエラー検出数の累計 ①、②と重複あり
	その他			
① ～③の計		80 / 80	6,792	集計機関である統計センターでの内容検査時におけるエラー検出数の累計。

〔チェックの内容〕

自家用船舶輸送実績調査票

全調査事項:30項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数※ ¹	検出総数 (概数)	検出総数の説明※ ²
チェック方法	① 記入漏れのチェック	25 / 25	49	集計機関である統計センターでの内容検査時におけるエラー検出数の累計。 ②、③と重複あり

内航船舶輸送統計調査

	② レンジチェック	16 / 16	97	集計機関である統計センターでの内容検査時におけるエラー検出数の累計。 ①、③と重複あり
	③ クロスチェック	19 / 19	98	集計機関である統計センターでの内容検査時におけるエラー検出数の累計。 ①、②と重複あり
	その他			
① ～③の計		60 / 60	244	集計機関である統計センターでの内容検査時におけるエラー検出数の累計。

(注) 調査票ごとに調査事項の通し番号(1、2、…)を振って、それぞれで実施しているチェック方法に応じて記載・整理したものを添付してください。そのうち、調査票ごとに本表に掲載している所定事項(「チェック有の項目数/全項目数」「検出総数(概数)」)を記載してください。

※1 全項目数は、レンジチェックなど該当のエラーチェックの対象となり得ない事項は除外して算出してください。ただし、その場合、除外した理由を明記してください。

※2 検出総数の説明欄には、必要に応じて、検出総数がどのような値かの説明(初回チェックの検出件数、各回チェックの累計 など)を記載してください。

〔審査段階におけるチェック実施の考え方〕

◆ エラーチェックの対象となり得ない事項としている理由

区分	考え方
記入漏れのチェック	目視でチェックしているため 【内航船舶輸送実績調査票】 報告者の住所及び氏名又は名称、作成者の職名及び氏名、備考 【自家用船舶輸送実績調査票】 報告者の住所及び氏名又は名称、作成者の職名及び氏名
レンジチェック	【内航船舶輸送実績調査票】 レンジチェックに該当しない項目のため(報告者の住所及び氏名又は名称、作成者の職名及び氏名、船名、都道府県・市郡・港、貨物の品名、品目コード、単位(貨物)、換算率、単位(カイリ)、備考) 【自家用船舶輸送実績調査票】 レンジチェックに該当しない項目のため(報告者の住所及び氏名又は名称、作成者の職名及び氏名、船名、都道府県・市郡・港、貨物の品名、品目コード、単位(貨物)、換算率、単位(カイリ))
クロスチェック	【内航船舶輸送実績調査票・自家用船舶輸送実績調査票】 自由記載であり、他の項目との整合性を目視でチェックしているため(市郡)

◆ エラーチェックの対象となり得るが行っていない理由

区分	考え方
記入漏れのチェック	—
レンジチェック	—
クロスチェック	—

- ◆ その他のチェックを行っている場合、その内容と考え方
該当なし

〔検出されたものの処理について〕

- ◆ エラーチェックで検出されたもののうち、どのような考え方で疑義照会の対象を選定しているか。

〔 未記入項目については原則疑義照会している。例えば港名の空欄について、過去の実績、当該報告者がHPで公表している航路、前後の記載のいずれからとも判断できない場合は、報告者に確認しなければ分からないため。 〕

- ◆ エラーチェックで検出されたもののうち、確認、訂正、除外等の処理をしていないものはあるか。

→ ☐ある（内容：）
☒ない

〔審査段階におけるチェックのルール化〕

- ◆ 他の機関（統計センター、地方公共団体、民間事業者等）においてエラーチェックを実施している場合、チェックの方法（レンジチェック、クロスチェック等）や内容（レンジの幅等）は、マニュアル、指示書、仕様書等に定めてエラーチェック実施機関に統一的に示しているか。

→ ☒チェックの方法、内容ともに定めている
☐チェックの方法のみ定めている
☐定めていない（地方公共団体、受託業者等の判断により実施）

iii) 集計段階におけるチェック

- ◆ 集計された集計表の正確性を確保するため、チェックを実施しているか

→ ☒実施している

↳ ☐システム・プログラムによるチェック

☒目視によるチェックのみ実施（理由：チェックするシステム・プログラムがないため。表内検算、表間照合等を目視（検算等）によりチェックしている）

☐実施していない

↳ （理由： ）

（システム・プログラムによるチェックを実施している場合）

（「実施している」場合、該当するものすべてにチェック）

チェックの方法	実施状況の有無	理由
表内検算（表内で論理矛盾がないか）	☐ 有 → ☐ 無	
表間照合（表間で論理矛盾がないか）	☐ 有 → ☐ 無	
時系列チェック（過去の結果との比較）	☐ 有 → ☐ 無	
関連統計との比較（民間データ等他のデータとの比較）	☐ 有 → ☐ 無	

（注）「実施状況の有無」欄は、チェックの方法が適用可能な集計表の数を分母（右側）に、そのうちチェックを行っている集計表の数を分子（左側）に記載してください。また、分母と分子の集計表の数に差がある場合はその理由を「理由」欄に記載してください。

〔集計段階におけるチェックのルール化〕

- ◆ 他の機関（統計センター、地方公共団体、民間事業者等）においてエラーチェックを実施している場合、チェックの方法（表内検算、表間照合等）や内容（表間照合を実施する項目等）は、マニュアル、指示書、仕様書等に定めてエラーチェック実施機関に統一的に示しているか。

→ ☒ チェックの方法、内容ともに定めている

☐ チェックの方法のみ定めている

☐ 定めていない（地方公共団体、受託業者等の判断により実施）

② 委託事業者、地方公共団体の履行確認

〔委託事業者の履行確認〕

（委託事業者を経由して調査を実施している場合、以下にチェック）

- i) 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ）（以下本項において「ガイドライン」という。）の実施状況

- ◆ 委託対象業務（調査票の印刷・発送、内容検査及びチェック用集計）

- ◆ 業務遂行能力等を踏まえた選定方法となっているか（ガイドラインⅢ 1 ウ）

☒ 価格による競争入札方式

☐ 総合評価落札方式

☐ その他の選定方法（ ）

- ◆ 業務の実施状況把握のために採っている措置の有無（ガイドラインⅢ 4 (2) ア）

→ ☒ 有 ☐ 無

（「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック）

☒ 定期的又は随時の報告の求め

☐ 委託事業者に対する監査

☐ その他（ ）

- ◆ ガイドラインⅢ 4 (2) ア①に掲げる以下の項目について達成状況確認の有無

→ ☐ 有 ☒ 無

（「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック）

（共通）

☐ 調査票の誤送付等の状況

☐ 調査項目別の未記入及び不備の状況

☐ 調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況

☐ 照会対応の状況及び効果（疑義再照会率等）

☐ 督促の実施状況及び効果（督促後回収率等）

☐ 収集したデータ（調査対象名簿、個別データ、集計データ等）の管理状況

（調査員調査のみ）

☐ 調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制

☐ 調査員への指導状況

☐ 報告者への訪問状況

☐ 不在等の場合における再訪問の実施状況

- ◆ ガイドラインⅢ 4 (3) に掲げる事項を仕様書等において定めているか

→ ☒ 定めている ☐ 定めていない

↳ （理由： ）

内航船舶輸送統計調査

- ◆ ガイドラインⅢ 5 (1)に掲げる再委託に関する禁止事項を遵守し、再委託の条件、手続、再委託先への業務指示の方法等について、契約書等に明記しているか。
- ☒ している ☐ していない
- ↳ (理由：)

〔地方公共団体の履行確認〕

(地方公共団体を経由して調査を実施している場合、以下についてチェック)

i) 地方公共団体における適切な業務実施確保のために採っている措置

- ◆ 調査の実施状況把握のために採っている措置の有無 → ☐有 ☐無
 (「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック)
 → ☐定期的又は随時の連絡確認、打合せの実施
☐現場に職員を派遣しての実施状況の把握
☐業務の節目及び完了時の報告聴取
☐その他 ()

ii) 国・地方公共団体任命の調査員の適切な業務実施確保のために採っている措置

- ◆ 調査員設置状況の把握の有無（名簿等の提出を受けている等）→ ☐有 ☐無
- ◆ 国から地方公共団体に手引等により求めている措置の有無 → ☐有 ☐無
（「有」にチェックした場合、該当するものすべてにチェック）
- ☐研修等を通じ、正しい調査方法等の理解徹底
☐指導員等の巡回による実施状況の把握
☐現場に職員を派遣しての実施状況の把握
☐業務の節目及び完了時の報告聴取
☐その他（ ）
- ◆ 国が地方公共団体を介さず直接行う実施状況把握調査の有無 → ☐有 ☐無
（「有」にチェックした場合、具体的な内容を記入）

③ 調査・集計方法の透明性

i) 統計調査の精度に関する情報の公開

- ## ◆ 基幹統計調査に関する情報の公開

総務省が基幹統計調査を対象に統計精度に関する情報の公表状況を調査して、統計委員会に報告した「統計精度に関する検査（統計精度検査）の標準検査（見える化状況検査）」（平成 29 年実施。平成 30 年 3 月フォローアップ）の評価事項に対する自己点検の結果

①標本設計		②調査方法 (データ収集方法)		③集計・推計 方法		④標本誤差 (標本調査のみ)		⑤非標本誤差		⑥他統計との 比較・分析	
H30. 3	H31. 2	H30. 3	H31. 2	H30. 3	H31. 2	H30. 3	H31. 2	H30. 3	H31. 2	H30. 3	H31. 2
3	3	3	3	2	3	3	3	3	3	2	2

※ 平成 30 年 3 月のフォローアップ以降に改善している場合は、それを踏まえたスコアを記載。なお、「H30.3」欄は総務省において記載

改善した部分について報告（ホームページ掲載の新旧を添付のこと）

内航船舶輸送統計調査

- 集計・推計方法のうち、「欠測・外れ値取扱い」の説明を追加。
 - 非標本誤差のうち、「欠測値対応」の説明を追加。
 - 他統計との比較・分析のうち、「他の類似統計との比較を示す表や図」について追加。
- なお、掲載資料については、別添のとおりです。
- また、「<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/naikouyusoutoukei.html>」のとおり、該当する改善した部分を反映した本調査概要をホームページに掲載しております。

ii) 業務マニュアル等の整備状況

- ◆ 担当者が異動しても手順やノウハウが継承され統計の品質が確保されるよう、統計作成上のポイントや手順等が整理された文書（名称、体裁は問わない）の有無 → ☒有 ☐無
（「有」にチェックした場合）
- 対象業務（全般、企画、標本抽出、実査、審査、集計、公表等）
（ 標本抽出、実査、審査、集計、公表、承認申請手続き ）
- 内容を見直しているか
 - ☐定期的実施（実施時期）
 - ☒不定期実施（追記等すべき事項があった都度）
 - ☐その他（）

④ プロセスごとの管理者の役割

i) 課室長級の管理者は、企画、実査、審査、疑義照会、集計、公表の各プロセスにおいて、どのような場面で関与しているのか

- ・【企画】調査設計の検討段階より議論に加わり、検討の節目ごとに確認を行った上で必要な指示をする。その後、統計委員会等の関係会議で説明を行い、そこでの指摘を踏まえ、調査設計等の見直しを指揮監督する。
- ・【審査・疑義照会・集計】審査や疑義照会（軽微なものを除く）、集計の状況について、情報を共有の上、必要に応じて確認すべき事項等の指示をする。
- ・【公表】公表前には、公表資料の内容を精査、確認の上、公表資料に関する決裁を行う。また、各種問い合わせに対応する。

ii) 部局長級の管理者は、企画、実査、審査、疑義照会、集計、公表の各プロセスにおいて、どのような場面で関与しているのか

- ・【企画】調査設計の検討の節目ごとに報告を受け、内容の確認を行った上で必要な指示をし、統計委員会等へ報告する資料等を承認する。その後、統計委員会等での指摘を踏まえ、必要となる指示・確認等を行う。
- ・【公表】公表前には、公表資料の内容を精査、確認の上、最終的には公表資料に関する決裁を行う。

⑤ 結果数値の妥当性に関する外部（府省外）からの指摘

i) 外部からの、結果数値への疑義等の指摘の状況

- ◆ 外部からの指摘の有無 → ☐有 ☒無
（「有」にチェックした場合）
- 指摘を踏まえ、訂正した件数（過去5年間）

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件数	—	—	—	—	—

（注）「30年度」は、平成30年4月から31年2月までの件数

内航船舶輸送統計調査

ii) 外部からの指摘への対応ルール

- ◆ 外部からの指摘があった場合、事実関係を把握し、適切に対応するルールの有無

→ ☐有 ☒無

(「有」にチェックした場合、その具体的内容を記載。別途、現物を提出してください。)

[]

3 不適切事案の発生時対応に係る取組

① 必要なデータの保存

i) 調査票情報、調査関係書類等に係る保管期限の定めの有無及び保管期限

データの種類	有無	保管期限の定めの有無	保管期限 (「有」の場合)	期間満了後の措置
(1)-1 調査票情報 (記入済調査票)	☒ 有 ☐ 無	☒ 有⇒ ☒ 調査規則 ☒ 文書管理規則 ☐ 無	☐ 永年 ☒ 所定の期間(2年) ☐ 1年未満	☐ 移管 ☒ 破棄
(1)-2 調査票情報 (調査票の内容を記録した電磁的記録媒体)	☒ 有 ☐ 無	☒ 有⇒ ☒ 調査規則 ☒ 文書管理規則 ☐ 無	☒ 永年 ☐ 所定の期間(年) ☐ 1年未満	☐ 移管 ☐ 破棄
(1)-3 調査票情報 (その他)	☐ 有 ☒ 無	☐ 有⇒ ☐ 調査規則 ☐ 文書管理規則 ☒ 無	☐ 永年 ☐ 所定の期間(年) ☐ 1年未満	☐ 移管 ☐ 破棄
(2) 調査関係書類	☒ 有 ☐ 無	☐ 有⇒ ☐ 調査規則 ☐ 文書管理規則 ☒ 無	☐ 永年 ☐ 所定の期間(年) ☐ 1年未満	☐ 移管 ☐ 破棄
(3) 中間生成物	☒ 有 ☐ 無	☐ 有⇒ ☐ 調査規則 ☐ 文書管理規則 ☒ 無	☐ 永年 ☐ 所定の期間(年) ☐ 1年未満	☐ 移管 ☐ 破棄
(4) ドキュメント	☒ 有 ☐ 無	☒ 有⇒ ☐ 調査規則 ☒ 文書管理規則 ☐ 無	☒ 永年 ※データレイアウトフォーム、符号表 ☒ 所定の期間(1年) ※統計センターに委託するための決裁資料 ☐ 1年未満	☐ 移管 ☒ 破棄
(5) 行政記録情報	☐ 有 ☒ 無	☐ 有⇒ ☐ 調査規則 ☐ 文書管理規則 ☒ 無	☐ 永年 ☐ 所定の期間(年) ☐ 1年未満	☐ 移管 ☐ 破棄
(6) メタデータ	☒ 有 ☐ 無	☐ 有⇒ ☐ 調査規則 ☐ 文書管理規則 ☒ 無	☐ 永年 ☐ 所定の期間(年) ☐ 1年未満	☐ 移管 ☐ 破棄
(7) 母集団復元情報 (上記に掲げるものを除く)	☒ 有 ☐ 無	☐ 有⇒ ☐ 調査規則 ☐ 文書管理規則 ☒ 無	☐ 永年 ☐ 所定の期間(年) ☐ 1年未満	☐ 移管 ☐ 破棄

・「調査票情報」とは、統計法第2条第11項に規定するものをいう。

・「調査関係書類」とは、調査票以外であって、統計調査の実施段階(調査票の配布から回収に係る一連の活動という。以下同じ。)で利用する調査対象名簿、調査区地図、要図等その他関係書類で調査対象の識別を可能とするものをいう。

・「中間生成物」とは、集計段階等において結果表等の最終生成物が完成するまでに生成される入出力帳票、チェック済データ、マッチング済データ等、調査票情報を含んだ生成物をいう。

内航船舶輸送統計調査

- ・「ドキュメント」とは、将来の利用に当たって電子化又は磁気化された調査票情報及び匿名データがどのような情報であるか示す、また活用するために必要な情報をいう。例えばデータレイアウトフォーム、符号表等の調査票情報及び匿名データと結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、プログラム作成のために必要な仕様等、電子計算機処理に必要な情報をいう。なお、それらの取扱要領、調査概要資料も含む。
- ・「行政記録情報」とは、統計法第2条第10項に規定するもののうち、統計法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けたものをいう。
- ・「メタデータ」とは、あるデータそのものではなく、当該データに付随するデータ自身についての関連する情報をいう。データ内容・特性の理解を助けるため、実査や集計等の統計作成の各段階における作業がどのように行われたかについての情報（調査時期、調査方法、調査対象、抽出方法、推計方法等に関する情報）もメタデータに含まれる。
- ・「母集団復元情報」とは、標本調査において母集団への復元推計を行う際に用いられる情報いう。

② 発生時点での対応ルール

i) 結果数値の訂正等不適切事案発生時の対応ルール（処理方法、記録）の有無、内容

◆対応ルールの有無 → ☐有 ☒無

（「有」にチェックした場合）

上記ルール等の策定期間・内容（別途、現物を提出してください）

（ ）

③ 行政利用の事前把握

i) 結果数値の利活用先を具体的に把握しているか

◆結果数値の利活用先を具体的に把握しているか（該当するものすべてにチェック）

☒ SNA、QEの作成の際に利用されている

☒ その他の統計の作成の際に利用されている（利用されている統計名：産業連関表）

☒ 政策の立案・実施の根拠として用いられている

（政策等の名称：内航未来創造プラン ）

☐ 国が給付する手当や給付金等の金額の算定根拠として用いられている

（手当等等の名称 ）

☐ 月例経済報告に利用されている

☐ その他（ ）

◆結果数値の利活用先の把握方法

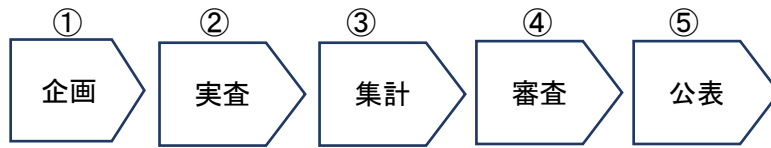
（ 省内全部局への照会（メール）及び個別ヒアリング（他の行政機関を含む） ）

4 品質向上（上記以外）に係る取組

① 統計ニーズ（行政外を含む）の把握・対応
◆ 行政機関以外の利用者（例：民間シンクタンク、研究者）からのニーズを収集する取組の有無 → ☒有 ☐無 （「有」にチェックした場合、その実績〔過去1年間〕） （ 業界団体へのヒアリング ） （参考）一般紙、業界紙、研究論文等の引用件数 0 件 e-Stat ダウンロード件数 5,413 件 （活用度ランキングⅢ） ◆ 統計法に基づく調査票情報等の2次的利用の状況（平成29年度）（総務省において記載） ・ 調査票情報の2次的利用（ 3 件） ※統計法 32 条に基づく行政機関等による2次利用、統計法 33 条に基づく調査票情報の提供 ・ オーダーメイド集計（ ー 件） ※統計法 34 条に基づき作成する統計の提供 ・ 匿名データの提供（ ー 件） ※統計法 35 条に基づき作成される匿名データの提供

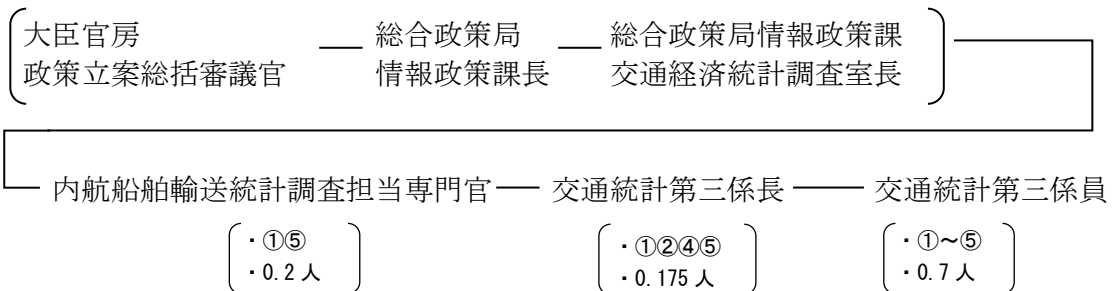
② 担当職員数、職員の能力

〔調査業務の流れ〕



〔調査担当部局課室・係〕※本府省のみ記載

上段：業務内容（①～⑤で実施業務をプロット）
下段：業務量按分



※再任用職員（時短含む）も含めて記載してください。期間業務職員は記載の必要はありません。

〔本統計の作成に従事する職員数（省令職以上を除く）〕

※時期によって職員数が変動する場合、標準的な職員数となる時点で記載

業務量を按分した実員相当数	1. 1人
従事する職員の人数（実員）	3人
うち、統計業務経験10年以上	1人
〃 5年以上10年未満	1人
〃 2年以上5年未満	0人
〃 2年未満	1人

期間業務職員の数 （1人）

〔担当管理職（政令職、省令職）の統計業務経験等〕

- 統計業務の経験者、修士・博士号保有者、統計検定等の合格者のいずれかに該当（1人）
- 上記のいずれもなし（2人）

③ 統計作成に用いるシステムの概要、運用体制（関連システムの更新の適切性。古いシステムが使われていないか）

〔現行の審査・集計システムの概要〕

- ◆ どの業務についてシステムを用いているか（該当するものすべてにチェックし、その概要を記載）

内航船舶輸送統計調査

システムを用いている業務	保有者	保有者の内製か外部発注かの別	システムの概要
☒ データのチェック・審査	☐ 国 ☒ (独)統計センター ☐ 民間事業者 ☐ その他 ()	☒ 内製 ☐ 外部発注	① データのチェックを実施するシステムと、エラーデータの審査・訂正を行うためのクライアント・サーバーシステム。 (独) 統計センターの LAN に構築した内製によるシステム ② 平成 31 年 1 月 ③ ④ クライアント : Windows10 サーバー : WindowsServer2012 ⑤ 【内航船舶】 VisualBasic .Net 【自家用船】 AccessVBA ⑥ 【内航船舶】 データベースとして SQL Server を使用 【自家用船】 Access2016 ソフトウェアライセンスの使用は無
☒ 統計の作成・集計	☐ 国 ☒ (独)統計センター ☐ 民間事業者 ☐ その他 ()	☒ 内製 ☐ 外部発注	① 【内航船舶】 汎用統計集計システム (サーバー実行型バッチシステム) と集計結果を審査するための Excel 等のアプリケーションを利用したクライアントシステム。 【自家用船】 統計集計システム (クライアント実行型システム) と集計結果を審査するための Excel 等のアプリケーションを利用したクライアントシステム。 いずれも (独) 統計センターの LAN に構築した内製によるシステム ② 平成 29 年 6 月 ③ ④ クライアント : Windows10 サーバー : WindowsServer2012 ⑤ 【内航船舶】 VisualBasic .Net、ExcelVBA 【自家用船】 AccessVBA ⑥ 【内航船舶】 Excel2016 【自家用船】 Access2016 ソフトウェアライセンスの使用は無
☐ その他 ()	☐ 国 ☐ (独)統計センター ☐ 民間事業者 ☐ その他 ()	☐ 内製 ☐ 外部発注	

内航船舶輸送統計調査

(注)「システムの概要」欄には、①主なシステム構成、②システム構築時期（いつから使用しているのか）、③（外部発注のシステムの場合）過去 10 年間で業者の変更あったか（同じ業者が継続的に業務を受注しているか）、④OS の種類（例：Windows10, UNIX など）（サーバー側、クライアント側）、⑤ソースプログラムに使用している言語（COBOL, JAVA など）の種類、⑥システムで使用しているアプリケーションの種類、ソフトウェアライセンスの使用の有無、使用している場合の有効期間などについて記載してください。これらの情報が記載されている既存資料（調達時の仕様書等）がある場合にはその資料を添付し、ここでは「別添資料参照」と記載してください。

- ◆ 当該システムを担当（開発、運用、外注管理等）している府省職員数（実員相当数）
（ 2 人）

※国土交通省において、統計センターへ業務委託管理を担当する職員数である。

- ◆ システム経費（ハード、ソフト）

開発経費（ 0 百万円） 年間運用経費（ 0 百万円）

〔調査変更時のシステム面での問題〕※

- ◆ 調査事項の項目や選択肢など調査に変更があった場合に、システム面で特に問題になる事項は何か（該当するものすべてにチェック）

☐ 改修費用

☒ 改修に要する時間

☐ 改修内容（何を直すべきかが分からない、など）

上記以外で、現にシステムを利用・運用していて不都合を感じる点について記載

④ オンライン調査の実施状況

◆ オンライン調査の導入状況

- 導入済（導入時期：平成 16 年度（国土交通省オンライン申請システム）、平成 27 年度（電子メール））

・ 利用システム

☐ 政府共同利用システム

独自システム(各省、受託業者等)

■ 電子メール

■ その他（電子政府の総合窓口の e-Gov 電子申請システム）

・ オンライン回答率（オンライン回答者／調査対象者×100）※いずれも平成 29 年度実績

内航船舶輸送実績調査票（ 62.2 %）

→ 5%未満の場合、利用が少ない理由（ ）

→ 50%以上（世帯調査は30%以上）の場合、利用が多い理由

（プルダウンによる選択機能を付加した電子調査票を用いて、報告者の利便向上を図っているためと思料）

自家用船舶輸送実績調査票（ 24.5 %）

→ 5%未満の場合、利用が少ない理由（ ）

→ 50%以上（世帯調査は30%以上）の場合、利用が多い理由（ ）

☐ 導入予定（導入予定時期： ）

☐ 導入予定なし→年間総対象数 1 万以上の統計については、導入しない理由（ ）

内航船舶輸送統計調査

5 過去5年間（平成26年1月～30年12月）における結果数値の訂正等事案の有無の状況

○ 結果数値の訂正等による正誤表情報の公表・提供

□無

■有 (↓ (具体内容))

◆過去5年間の公表件数： 4件

◆直近から遡って5事例を記載

(注) 公表した正誤表情報に関する資料を添付してください。

公表時期	H30. 11. 20	H30. 7. 27	H30. 6. 19	H29. 5. 28	
事案概要（内容/時期/影響）	H30年8月分月報の「付表 内航船舶輸送統計推移表」を修正した。	H30年1月～4月分月報の「付表 内航船舶輸送統計推移表」を修正した。	平成29年6月分～H30年2月分月報の「付表 内航船舶輸送統計推移表」を修正した。	H28年度分年報の「付表 内航船舶輸送統計推移表」を修正した。	
事案発見の端緒（発見した者/発見日時）	担当職員が公表値の内容確認時において、統計表と推移表の全年月について数値を比較確認したところ、複数の項目で数値に誤りを発見したため。 (管理職職員/H30. 11)	決裁時に推移表の平成30年1月及び3月の数値に誤りを発見したため。 (管理職職員/H30. 7)	決裁時に推移表の平成29年6月の数値に誤りを発見したため。 (管理職職員/H30. 6)	担当職員が公表値の内容確認時において、数値が入らない欄に数値が入っていたことを発見したため。 (担当職員/H29. 5)	
原因	当該年月の推移表作成時に数値の入力を誤っていたため。	当該月の推移表作成時に数値の入力を誤っていたため。	同左のとおり。	当該年度の推移表作成時において、他の項目の数値を誤って当該欄に貼り付けたため。	
対応（結果数値の訂正、事案の公表等）	結果数値を訂正し、正誤情報と併せて公表。	同左のとおり。	同左のとおり。	同左のとおり。	
再発防止に向け採った措置	付表作成後の最終確認及び第三者によるダブルチェックを行う。	付表作成後の最終確認を行う。	同左のとおり。	同左のとおり。	

改善前



[交通関係統計等資料](#) >> 内航船舶輸送統計調査

内航船舶輸送統計調査

報告者の皆様へ

●内航船舶輸送統計調査

≫ [内航船舶輸送統計調査について](#)

●調査票

≫ 調査票のダウンロードは[こちら](#)

◆ 調査の概要 ◆

■調査の目的

内航に従事する船舶についての貨物輸送の実態を明らかにし、我が国の交通政策、経済政策を策定するための基礎資料を作成することを目的として調査を行っています。

■調査の沿革

海上運送法(昭和24年法律第187号)、小型船海運業法(昭和27年法律第151号)の規定に基づく業務報告により調査を行ったのが始まりであり、その後、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計として、内航船舶輸送統計調査規則(昭和38年運輸省令第16号)を制定しました。

以来、調査について改正を行い、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として実施しています。

主な改正内容については、以下のとおり示します。

- 昭和49年: 調査体系を現在の体系となる内航船舶輸送実績調査(営業用)と自家用船舶輸送実績調査の2つの系統の調査として改正しました。
- 昭和56年: 消費する燃料を把握するため、燃料消費量及び航海距離を調査項目として追加しました。
- 平成 5年: 輸送実態の変化に対応するため、船舶用途(コンテナ専用船、RO-RO船)及び貨物形態(コンテナ、その他)についての調査項目を追加しました。
- 平成 7年: 調査員調査制度を廃止し、郵送調査へ移行する改正をしました。
- 平成22年: 行政事務効率化の観点から、地方運輸局等経由の調査系統を廃止し、民間事業者を経由した調査系統に変更する改正をしました。
- 平成25年: 統計精度向上を図るため、輸送量及び輸送活動量の精度設定に加え、燃料消費量についても精度設定を行うことを目的に標本設計変更に伴う改正をしました。

■調査の根拠法令

[統計法](#)(平成19年法律第53号)に基づく[内航船舶輸送統計調査規則](#)(昭和38年運輸省令第16号)により実施しています。

■調査の範囲及び調査対象

(1)調査の範囲

ア 内航船舶輸送実績調査

[内航海運業法](#)(昭和27年法律第151号)に規定する内航運送をする事業を営む者であって、総トン数20トン以上の船舶を使用し、貨物を輸送する者のうち国土交通大臣が選定した者の主たる営業所の管理責任者を対象に、調査をしています(標本調査)。

イ 自家用船舶輸送実績調査

内航海運業法に規定する自家用船舶により貨物を輸送する者のうち、総トン数100トン以上又は長さ30メートル以上の船舶を対象に年度調査を実施しています(全数調査)。

(2)調査対象

ア 内航船舶輸送実績調査

約530者の母集団名簿より、層化一段無作為抽出法を用い、約180者を抽出し、調査しています。

イ 自家用船舶輸送実績調査

約150者全てを対象に調査しています。

(3)事業所母集団データベースの使用の有無

有

(4)重複是正措置の実施の有無

有

(5)標本設計

内航船舶輸送統計調査の内航船舶輸送実績調査については、標本調査であり、内航運送をする事業を営む全ての事業者を月間輸送量別、船舶の用途別、主要輸送品目別に層分けし、層化一段無作為抽出法を用い、調査対象を抽出しています。

標本抽出の詳細については、「[内航船舶輸送統計調査の標本設計について](#)」を参照ください。

(6)標本の交代

内航船舶輸送実績調査の標本の交代は、年2回(4月と10月)に実施しています。

■調査事項

貨物の品名及びその重量、輸送区間及び輸送距離、航海距離並びに燃料消費量等について調査しています。調査事項の詳細について、内航船舶輸送実績調査は、「[内航船舶輸送実績調査票](#)」、自家用船舶輸送実績調査は、「[自家用船舶輸送実績調査票](#)」をそれぞれ参照ください。

■調査票及び記入要領

(1)調査票

[内航船舶輸送実績調査票\(PDF\)](#)

[内航船舶輸送実績調査票\(Excel\)](#) ⇒ [内航船舶輸送実績調査票\(Excel版\)](#) [操作説明書](#)

[自家用船舶輸送実績調査票\(PDF\)](#)

[自家用船舶輸送実績調査票\(Excel\)](#)

(2)記入要領

[内航船舶輸送実績調査記入要領\(PDF\)](#)

[自家用船舶輸送実績調査票記入要領\(PDF\)](#)

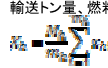
■調査の方法及び時期

- (1)調査周期
 - ア 内航船舶輸送実績調査
毎月
 - イ 自家用船舶輸送実績調査
1年
- (2)調査期日又は期間
 - ア 内航船舶輸送実績調査
毎月末日現在
 - イ 自家用船舶輸送実績調査
調査実施年度の前年度1年間(4月～3月)
- (3)調査票配布時期
 - ア 内航船舶輸送実績調査
毎年度、上半期(4月～9月)対象事業者には3月末頃、
下半期(10月～3月)対象事業者には9月末頃に郵送で配布
 - イ 自家用船舶輸送実績調査
毎年度対象事業者には3月末頃に郵送で配布
- (4)調査票提出期限
 - ア 内航船舶輸送実績調査
調査月翌月の7日まで
 - イ 自家用船舶輸送実績調査
毎年4月末日まで

提出方法は、郵送、FAX、電子メール又はオンライン申請システムを用いての提出ができます。
なお、調査票提出期限までに提出がない報告者には、当省担当職員より電話にて督促を行い、調査への協力依頼を行っております。
- (5)調査経路
国土交通省－民間事業者－報告者

■集計・推計方法

- (1)集計・推計方法
 - ア 内航船舶輸送実績調査
推計方法は、単純推定であり、輸送量や燃料消費量は調査した標本の調査数値の総和に、当該層の標本数と母集団数の比率を乗じて算出しています。



$$\text{推計値} = \frac{\text{調査した標本の調査数値の総和}}{\text{調査した標本の数}} \times \text{母集団数}$$

- イ 自家用船舶輸送実績調査
回収された調査票の単純合算集計を行っています。

- (2)集計事項
 - ア 内航船舶輸送実績調査の月次についての集計事項は次のとおりです。
 - 第1表 内航船舶輸送統計総括表
 - 第2表 大型鋼船、品目別、用途別、トン数階級別輸送実績
 - 第3表 大型鋼船、品目別、専用船等用途別輸送実績
 - 第4表 小型鋼船及び木船、品目別、用途別、トン数階級別輸送実績
 - 第5表 小型鋼船及び木船、コンテナ品目別、トン数階級別輸送実績
 - 第6表 木船、品目別、用途別、トン数階級別輸送実績
 - 第7表 産業圏間流動表
 - 第8表 産業圏間コンテナ流動表
 - 第9表 船型別、船質別、油種別燃料消費量
 - 第10表 用途別、油種別燃料消費量
 - 付 表 内航船舶輸送統計推移表

- イ 内航船舶輸送実績調査及び自家用船舶輸送実績調査の年次についての集計事項は次のとおりです。

- 第1表 内航船舶輸送統計推移表
- 第2表 内航船舶輸送統計総括表
 1. (品目別輸送量)
 2. (用途別、油種別燃料消費量)
- 第3表 品目別輸送実績(営業用)
- 第4表 品目別、用途別、トン数階級別輸送実績(営業用)
- 第5表 大型鋼船、品目別、専用船等用途別輸送実績(営業用)
- 第6表 小型鋼船及び木船、コンテナ品目別、トン数階級別輸送実績(営業用)
- 第7表 船質別、用途別、輸送距離帯別輸送量(営業用)
- 第8表 主要品目別、輸送距離帯別輸送量(営業用)
- 第9表 主要品目別産業圏間流動表(営業用)
- 第10表 産業圏間コンテナ流動表(営業用)
- 第11表 都道府県間流動表(営業用)
- 第12表 品目別輸送実績(自家用)
- 第13表 用途別、油種別燃料消費量
 1. (営業用)
 2. (自家用)
- 第14表 船型別、船質別、油種別燃料消費量(営業用)
- 第15表 貨物船用途別、油種別燃料消費量(営業用)

- (3)標本誤差
各調査項目の合計値についての相対誤差(信頼度95%)として誤差を以下の計算式を用いて算出している。

(計算式)

1. 標本のi番目の層の抽出単位 $x_{i1}x_{i2}\wedge\wedge x_{ini}(i=1,2,\wedge 17)$
2. 母集団数 Ni 合計 $\sum_{i=1}^{17} N_i$
3. 標本数 $ni = \sum n_{ij}$ 合計 $\sum_{i=1}^{17} n_i$
4. データ量の総和 $Xi = \sum_{j=1}^{ni} x_{ij}$ 合計 $\sum_{i=1}^{17} Xi$
5. 平均値の算出 $\bar{Xi} = \frac{1}{ni} \sum_{j=1}^{ni} x_{ij}$ 合計 $\sum_{i=1}^{17} \bar{Xi} / \sum_{i=1}^{17} ni$
6. 各層内分散の算出 $si^2 = \frac{1}{ni-1} \sum_{j=1}^{ni} (x_{ij} - \bar{Xi})^2$ 合計 $si^2 = \frac{1}{ni-1} \sum_{j=1}^{ni} (x_{ij} - \bar{Xi})^2$
7. 各層内標準偏差 $si = \sqrt{si^2}$ 合計 $si = \sqrt{si^2}$
8. 変動係数の算出 $CVi = si / \bar{Xi}$ 合計 $CVi = si / \bar{Xi}$
9. $ni=0$ のときは次の処理を行う。

$ni=0$	母集団数を加算
$i=2\sim 3$	$N4 = N4 + Ni$
$i=5\sim 6$	$N7 = N7 + Ni$
$i=8\sim 10$	$N11 = N11 + Ni$

(4) 調査票の回収状況

- ア 内航船舶輸送実績調査
 - 76.5% (平成28年度平均実績)
 - うち、オンライン調査での回収状況 61.6%
- イ 自家用船舶輸送実績調査
 - 75.6% (平成28年度調査実績)
 - うち、オンライン調査での回収状況 24.5%

(5) 集計業務の実施系統

独立行政法人統計センターにおいて、集計作業を実施

(6) データ処理誤差対応

非標本誤差のうち、調査票の回答内容を電子化して、これらを集計するまでの段階で発生する「データ処理による誤差」があります。このうち代表的な誤差として、調査票の回答内容を電子化（データ入力）する際に入力作業を行う人間が介在するため、この段階で入力ミスなどのヒューマンエラーが発生する可能性があります。

内航船舶輸送統計調査では、回収された調査票の内容検査作業終了後、調査票情報の電子化作業は、民間事業者へ委託しており、電子化された調査票情報のデータの調査票原票との突き合わせを複数人で確認しております。また、集計作業は、独立行政法人統計センターに委託しており、集計システム上において、データのエラーチェック（数値の論理チェック等）を実施するなど、データ処理の正確性に努めています。

(7) 異常値・外れ値の対応

調査票の回答内容について、内容検査要領に基づいて内容を検査し、検査要領の閾値外であること及び独立行政法人統計センターにおけるデータエラーチェックプログラムによりエラーを検知し、回答内容を確認し疑義が生じる場合、報告者へ問合せを行い回答内容の聴取することにより、異常値・外れ値か否かの確認を行っております。

(8) 測定誤差の対応

もともと測定誤差とは、自然科学の分野で、ものの大きさや重さなどを測定する際に発生する誤差のことで、その原因は測定機器の不完全さ、測定者の能力による違い、測定条件の変動などによるものです。

調査の分野でも、測定機器に相当する調査票のデザインや言葉遣いによって回答者が質問を誤解したり懸念したりして事実と異なる記入をした場合の誤差、測定者である調査員の面接の拙さや委託先の質による誤差、測定条件である調査方法（郵送調査か調査員調査かなど）による誤差など様々な測定誤差があります。

内航船舶輸送統計調査では、調査票記入要領の内容をわかりやすい表現とすることを実施しており、これらの測定誤差をできるだけ減らすよう努めています。

(9) 非回答時の対応

集計対象となる調査項目についてはすべて回答してもらうのが原則ですが、報告者のミスや回答しづらいもの、あるいは意図的に回答を拒否するものなどがあり、必ずしも調査項目がすべて回答されているわけではありません。このような回答漏れによる誤差を「非回答誤差」といい、事前の調査票の工夫や記入要領による丁寧な説明など、また提出後には非回答部分の電話による照会などの方法で、できるだけ減らすように努めなければなりません。

内航船舶輸送統計調査では、非回答を減らすために、次のような方法をとっています。

ア. 記入要領での説明

記入要領では、できるだけ回答漏れをなくすために、各調査項目の文言を簡潔かつ一般的な表現を極力使用しております。

イ. 電話による再回答

調査票回収後に内容検査工程により記入漏れや記入ミスを発見した場合には、報告者に電話にて照会を行い、再回答をお願いしております

■ 調査の公表予定

■ 調査において知り得た事項について

◆ 調査の結果 ◆

■ 用語の解説

■ 結果の概要

■ 利用上の注意

■ 公表期日前統計情報等を知り得る者の範囲（一般的な情報共有と流れ）

■ 統計の利活用状況

(1) 国や地方公共団体での利活用例

- ・ モーダルシフト推進関連の基礎資料
- ・ 環境対策関連施策の基礎資料
- ・ 国民経済計算、産業連関表等の二次加工統計の基礎資料

(2) 民間分野での利活用例

- ・ 業界団体における内航海運による輸送活動の現状を把握・分析するための基礎資料
- ・ 大学、民間シンクタンク等における経済見通し、経済動向分析、業界動向分析等の基礎資料

■ 統計表一覧

● 最新統計表一覧

● 統計表検索

■ 速報について

● 内航船舶輸送統計速報（リンク）

速報は調査月終了後、一定期日までに回収した調査票を用いて推計した値として公表しており、月報は回収した全ての調査票を集計した確報値として公表している。

■その他

●平成25年度 内航船舶輸送統計母集団調査

内航船舶輸送統計の精度向上に資するため、平成25年度において、「内航船舶輸送統計母集団調査」を実施しました。調査の詳細については[こちら](#)をご覧ください。「内航船舶輸送統計母集団調査票」をダウンロードすることもできます。

●品目分類表

●産業圏表

●輸送機関別貨物輸送量比較データ

●他の輸送モードとの比較可能な統計データ

[自動車輸送統計調査\(国土交通省\)](#)

[鉄道輸送統計調査\(国土交通省\)](#)

[航空輸送統計調査\(国土交通省\)](#)

[貨物地域流動調査\(国土交通省\)](#)

[交通関係統計資料集\(国土交通省\)](#)

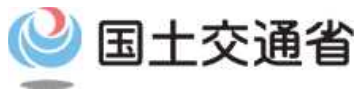
◆ 問い合わせ先 ◆

	担当部署	TEL
国土交通省	総合政策局情報政策課 交通経済統計調査室	03-5253-8111 (内線28-743)

[ページの先頭へ](#)



改善後



内航船舶輸送統計調査

調査の概要

■調査の目的

内航に従事する船舶についての貨物輸送の実態を明らかにし、我が国の交通政策、経済政策を策定するための基礎資料を作成することを
目的として調査を行っています。

■調査の沿革

海上運送法(昭和24年法律第187号)、小型船海運業法(昭和27年法律第151号)の規定に基づく業務報告により調査を行ったのが始まりであり、

その後、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計として、内航船舶輸送統計調査規則(昭和38年運輸省令第16号)を制定しました。

以来、調査について改正を行い、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として実施しています。
主な改正内容については、以下のとおり示します。

●昭和49年：調査体系を現在の体系となる内航船舶輸送実績調査(営業用)と自家用船舶輸送実績調査の2つの系統の調査として改正しました。

●昭和56年：消費する燃料を把握するため、燃料消費量及び航海距離を調査項目として追加しました。

●平成 5年：輸送実態の変化に対応するため、船舶用途(コンテナ専用船、RO-RO船)及び貨物形態(コンテナ、その他)についての調査項目を
追加しました。

●平成 7年：調査員調査制度を廃止し、郵送調査へ移行する改正をしました。

●平成22年：行政事務効率化の観点から、地方運輸局等経由の調査系統を廃止し、民間事業者を経由した調査系統に変更する改正をしました。

●平成25年：統計精度向上を図るため、輸送量及び輸送活動量の精度設定に加え、燃料消費量についても精度設定を行うことを目的に標本設計変更に伴う改正をしました。

■調査の根拠法令

[統計法](#)(平成19年法律第53号)に基づく[内航船舶輸送統計調査規則](#)(昭和38年運輸省令第16号)により実施しています。

■調査の範囲及び調査対象

(1)調査の範囲

ア 内航船舶輸送実績調査

[内航海運業法](#)(昭和27年法律第151号)に規定する内航運送をする事業を営む者であって、総トン数20トン以上の船舶を使用し、

貨物を輸送する者のうち国土交通大臣が選定した者の主たる営業所の管理責任者を対象に、調査をしています(標本調査)。

イ 自家用船舶輸送実績調査

内航海運業法に規定する自家用船舶により貨物を輸送する者のうち、総トン数100トン以上又は長さ30メートル以上の船舶を対象に

年度調査を実施しています（全数調査）。

(2) 調査対象

ア 内航船舶輸送実績調査

約530者の母集団名簿より、層化一段無作為抽出法を用い、約180者を抽出し、調査しています。

イ 自家用船舶輸送実績調査

約150者全てを対象に調査しています。

(3) 事業所母集団データベースの使用の有無

有

(4) 重複是正措置の実施の有無

有

(5) 標本設計

内航船舶輸送統計調査の内航船舶輸送実績調査については、標本調査であり、内航運送をする事業を営む全ての事業者を月間輸送量別、

船舶の用途別、主要輸送品目別に層分けし、層化一段無作為抽出法を用い、調査対象を抽出しています。

標本抽出の詳細については、[「内航船舶輸送統計調査の標本設計について」](#)を参照ください。

(6) 標本の交代

内航船舶輸送実績調査の標本の交代は、年2回（4月と10月）に実施しています。

■調査事項

貨物の品名及びその重量、輸送区間及び輸送距離、航海距離並びに燃料消費量等について調査しています。

調査事項の詳細について、内航船舶輸送実績調査は、[「内航船舶輸送実績調査票」](#)、自家用船舶輸送実績調査は、

[「自家用船舶輸送実績調査票」](#)をそれぞれ参照ください。

■調査票及び記入要領

(1) 調査票

[内航船舶輸送実績調査票\(PDF\)](#)

[内航船舶輸送実績調査票\(Excel\)](#) ⇒ [内航船舶輸送実績調査票\(Excel版\) 操作説明書](#)

[自家用船舶輸送実績調査票\(PDF\)](#)

[自家用船舶輸送実績調査票\(Excel\)](#)

(2) 記入要領

[内航船舶輸送実績調査記入要領\(PDF\)](#)

[自家用船舶輸送実績調査票記入要領\(PDF\)](#)

■調査の方法及び時期

(1) 調査周期

ア 内航船舶輸送実績調査

毎月

イ 自家用船舶輸送実績調査

1年

(2) 調査期日又は期間

ア 内航船舶輸送実績調査

毎月末日現在

イ 自家用船舶輸送実績調査

調査実施年度の前年度1年間（4月～3月）

(3) 調査票配布時期

ア 内航船舶輸送実績調査

毎年度、上半期(4月～9月)対象事業者には3月末頃、下半期(10月～3月)対象事業者には9月末頃に郵送で配布

イ 自家用船舶輸送実績調査

毎年度対象事業者には3月末頃に郵送で配布

(4) 調査票提出期限

ア 内航船舶輸送実績調査

調査月翌月の7日まで

イ 自家用船舶輸送実績調査

毎年4月末日まで

※提出方法は、郵送、FAX、電子メール又はオンライン申請システムを用いての提出ができます。

なお、調査票提出期限までに提出がない報告者には、当省担当職員より電話にて督促を行い、調査への協力依頼を行っております。

(5) 調査経路

国土交通省 — 民間事業者 — 報告者

■集計・推計方法

(1) 集計・推計方法

ア 内航船舶輸送実績調査

推計方法は、単純推定であり、輸送量や燃料消費量は調査した標本の調査数値の総和に、当該層の標本数と母集団数の比率を乗じて算出しています。

輸送トン量、燃料消費量等

$$X_h = \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} x_{hi}$$

X_h : 第 h 層の推計値
 M_h : 第 h 層の母集団の事業者数
 m_h : 第 h 層の標本(事業者)数
 x_{hi} : 第 h 層の標本 i の統計値

イ 自家用船舶輸送実績調査

回収された調査票の単純合算集計を行っています。

(2) 集計事項

ア 内航船舶輸送実績調査の月次についての集計事項は次のとおりです。

第1表 内航船舶輸送統計総括表

第2表 大型鋼船、品目別、用途別、トン数階級別輸送実績

第3表 大型鋼船、品目別、専用船等用途別輸送実績

第4表 小型鋼船及び木船、品目別、用途別、トン数階級別輸送実績

第5表 小型鋼船及び木船、コンテナ品目別、トン数階級別輸送実績

第6表 木船、品目別、用途別、トン数階級別輸送実績

第7表 産業圏間流動表

第8表 産業圏間コンテナ流動表

第9表 船型別、船質別、油種別燃料消費量

第10表 用途別、油種別燃料消費量

付 表 内航船舶輸送統計推移表

イ 内航船舶輸送実績調査及び自家用船舶輸送実績調査の年次についての集計事項は次のとおりです。

第1表 内航船舶輸送統計推移表

第2表 内航船舶輸送統計総括表

1. (品目別輸送量)

2. (用途別、油種別燃料消費量)

第3表 品目別輸送実績(営業用)

第4表 品目別、用途別、トン数階級別輸送実績(営業用)

第5表 大型鋼船、品目別、専用船等用途別輸送実績(営業用)

第6表 小型鋼船及び木船、コンテナ品目別、トン数階級別輸送実績(営業用)

第7表 船質別、用途別、輸送距離帯別輸送量(営業用)

第8表 主要品目別、輸送距離帯別輸送量(営業用)

第9表 主要品目別産業圏間流動表(営業用)

第10表 産業圏間コンテナ流動表(営業用)

第11表 都道府県間流動表(営業用)

第12表 品目別輸送実績(自家用)

第13表 用途別、油種別燃料消費量

1. (営業用)

2. (自家用)

第14表 船型別、船質別、油種別燃料消費量(営業用)

第15表 貨物船用途別、油種別燃料消費量(営業用)

(3) 標本誤差

各調査項目の合計値についての相対誤差(信頼度95%)として誤差を以下の計算式を用いて算出している。

(計算式)

1. 標本のi番目の層の抽出単位 $x_{i1}, x_{i2}, \dots, x_{ini} (i=1, 2, \dots, 7)$
2. 母集団数 N_i 合計 $\sum_{i=1}^{17} N_i$
3. 標本数 $n_i = \sum n_{ij}$ 合計 $\sum_{i=1}^{17} n_i$
4. データ量の総和 $x_i = \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}$ 合計 $\sum_{i=1}^{17} x_i$
5. 平均値の算出 $\bar{X}_i = \frac{1}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}$ 合計 $\sum_{i=1}^{17} x_i / \sum_{i=1}^{17} n_i$
6. 各層内分散の算出 $si^2 = \frac{1}{n_i - 1} \sum_{j=1}^{n_i} (x_{ij} - \bar{x}_i)^2$ 合計 $si^2 = \frac{1}{n_i - 1} \sum_{j=1}^{n_i} (x_{ij} - \bar{x}_i)^2$
7. 各層内標準偏差 $si = \sqrt{si^2}$ 合計 $si = \sqrt{si^2}$
8. 変動係数の算出 $CV_i = si / \bar{x}_i$ 合計 $CV_i = si / \bar{x}_i$
9. $n_i = 0$ のときは次の処理を行う。

$n_i = 0$	母集団数を加算
$i = 2 \sim 3$	$N_4 = N_4 + N_i$
$i = 5 \sim 6$	$N_7 = N_7 + N_i$
$i = 8 \sim 10$	$N_{11} = N_{11} + N_i$

(4) 調査票の回収状況

ア 内航船舶輸送実績調査

70. 2%(平成29年度平均実績)うち、オンライン調査での回収状況 62. 0%

イ 自家用船舶輸送実績調査

85. 1%(平成29年度調査実績)うち、オンライン調査での回収状況 19. 3%

(5) 集計業務の実施系統

独立行政法人統計センターにおいて、集計作業を実施

(6) データ処理誤差対応

非標本誤差のうち、調査票の回答内容を電子化して、これらを集計するまでの段階で発生する「データ処理による誤差」があります。

このうち代表的な誤差として、調査票の回答内容を電子化(データ入力)する際に入力作業を行う人間が介在するため、この段階で入力ミスなど

のヒューマンエラーが発生する可能性があります。

内航船舶輸送統計調査では、回収された調査票の内容検査作業終了後、調査票情報の電子化作業は、民間

事業者へ委託しており、

電子化された調査票情報のデータの調査票原票との突き合わせを複数人で確認しております。また、集計作業は、独立行政法人統計センター

に委託しており、集計システム上において、データのエラーチェック(数値の論理チェック等)を実施するなど、データ処理の正確性に努めています。

(7)異常値・外れ値の対応

調査票の回答内容について、内容検査要領に基づいて内容を検査し、検査要領の閾値外であること及び独立行政法人統計センターに

おけるデータエラーチェックプログラムによりエラーを検知し、回答内容を確認し疑義が生じる場合、報告者へ問合せを行い回答内容の聴取することにより、

異常値・外れ値か否かの確認を行っております。

(8)測定誤差の対応

もともと測定誤差とは、自然科学の分野で、ものの大きさや重さなどを測定する際に発生する誤差のことで、その原因は測定機器の不完全さ、

測定者の能力による違い、測定条件の変動などによるものです。

調査の分野でも、測定機器に相当する調査票のデザインや言葉遣いによって回答者が質問を誤解したり懸念したりして事実と異なる記入をした場合

の誤差、測定者である調査員の面接の拙さや委託先の質による誤差、測定条件である調査方法(郵送調査か調査員調査かなど)による誤差など様々な測定誤差があります。

な測定誤差があります。

内航船舶輸送統計調査では、調査票記入要領の内容をわかりやすい表現とすることを実施しており、

これらの測定誤差をできるだけ減らすよう努めています。

(9)非回答時の対応

集計対象となる調査項目についてはすべて回答してもらうのが原則ですが、報告者のミスや回答しづらいもの、あるいは意図的に回答を拒否するも

のなどがあり、必ずしも調査項目がすべて回答されているわけではありません。このような回答漏れによる誤差を「非回答誤差」といい、事前の調査票の

工夫や記入要領による丁寧な説明など、また提出後には非回答部分の電話による照会などの方法で、できるだけ減らすように努めなければなりません。

内航船舶輸送統計調査では、非回答を減らすために、次のような方法をとっています。

ア. 記入要領での説明

記入要領では、できるだけ回答漏れをなくすために、各調査項目の文言を簡潔かつ一般的な表現を極力使用しております。

イ. 電話による再回答

調査票回収後に内容検査工程により記入漏れや記入ミスを発見した場合には、報告者に電話にて照会を行い、再回答をお願いしております。

■調査結果の報告

この調査の結果は内航船舶輸送統計月報(速報・確報)及び年報としてとりまとめ、インターネット([国土交通省ホームページ](#)及び[e-stat](#))及び

印刷物(年報のみ)により公表しています。

(1)速報:調査月終了後2ヶ月以内に公表しています。

(2)確報:速報公表後速やかに公表しています。

(3)年報:調査年度終了後3ヶ月以内に公表しています。

なお、次のような処理により、月次(確報)・年次集計値が修正される場合があります。

- ・確定後に回収された回答の反映
- ・回答データの精査による修正

[■調査の公表予定](#)[■調査において知り得た事項について](#)**調査の結果**[■用語の解説](#)[■結果の概要](#)[■利用上の注意](#)[■公表期日前統計情報等を知り得る者の範囲\(一般的な情報共有と流れ\)](#)**■統計の利活用状況**

(1) 国や地方公共団体での利活用例

- ・モーダルシフト推進関連の基礎資料
- ・環境対策関連施策の基礎資料
- ・国民経済計算、産業連関表等の二次加工統計の基礎資料

(2) 民間分野での利活用例

- ・業界団体における内航海運による輸送活動の現状を把握・分析するための基礎資料
- ・大学、民間シンクタンク等における経済見通し、経済動向分析、業界動向分析等の基礎資料

■統計表一覧[●最新統計表一覧](#)**■速報について**[●内航船舶輸送統計速報\(リンク\)](#)

速報は調査月終了後、一定期日までに回収した調査票を用いて推計した値として公表しており、月報は回収した全ての調査票を集計した確報値として公表している。

■その他[●内航船舶輸送統計母集団調査](#)

内航船舶輸送統計の精度向上に資するため、「内航船舶輸送統計母集団調査」を実施します。調査の詳細については[こちら](#)をご覧ください。

「内航船舶輸送統計母集団調査票」をダウンロードすることもできます。

[●品目分類表](#)[●産業圏表](#)[●輸送機関別貨物輸送量比較データ](#)[●他の輸送モードとの比較可能な統計データ](#)

[自動車輸送統計調査\(国土交通省\)](#)

[鉄道輸送統計調査\(国土交通省\)](#)

[航空輸送統計調査\(国土交通省\)](#)

[貨物地域流動調査\(国土交通省\)](#)

[交通関係統計資料集\(国土交通省\)](#)

 お問い合わせ先

国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室

電話 :03-5253-8111(内線28-743) 直通 :03-5253-8348

Copyright© 2008 MLIT Japan. All Rights Reserved.